

「新・総合特別事業計画」のうち、
「東電の事業運営に関する計画」部分

(5) 金融機関及び株主への協力要請

① 自由化後の資金調達を見据えた金融機関への協力要請

これまで、前回の総特における協力要請²⁰を踏まえ、取引金融機関は、追加与信実行及び与信の維持により、「賠償・廃炉・安定供給」に貢献している。しかしながら、国による廃炉・除染等における役割分担の明確化、東電による賠償・廃炉の体制強化や一層の経営改革等を踏まえ、全ての取引金融機関に対して、新・総特の目的の達成に向けた協力として、以下の事項について、機構及び東電との協議の結果に応じて、適切な対応を行うことを要請する。

- ・前回総特での協力要請の記載の通り²¹、全ての取引金融機関が、引き続き借換え等により与信を維持すること。
- ・上記の場合において、一般担保による与信の総量が震災時における額の範囲を超えると見込まれる場合には、新・総特の着実な履行等を勘案しつつ、新たな一般担保は付与しないこととするとともに、一般担保総量が毎年度継続的に減少していく運用とすること。
- ・全ての取引金融機関は、新・総特の着実な履行等を踏まえ、債務の履行に特段の支障がないことを前提に、今後新規に契約される融資について、出来るだけ早期に私募債形式（東電が発行する私募債を担保とした与信形式をいう。）によらないこととするよう、機構及び東電との間で真摯に協議すること。特に、主要取引金融機関においては、この目的の達成のため特段の配慮をすること。
- ・所要の立法措置が整備された場合において東電が2017年3月期に「燃料火力会社」「送配電会社」「小売会社」を分社化し、「HDカンパニー制」

に移行すること及びアライアンスによるリプレース等のため特別目的会社を設立し、資産の移転等を行うことについては、これによる資金調達環境や収支の改善等を踏まえ、具体的内容の合理性や既存債務の履行に特段の支障がないと分割計画等により確認されることを前提に、了承すること。

- ・HDカンパニー制への移行に際しての既存社債の権利保護については、新たな競争環境下における東電の今後の事業収益の改善との両立を図る観点から、各子会社が連帯債務または連帯保証²²を負担することなく、それぞれの子会社の総財産を担保²³とする子会社の社債を持株会社に対して発行する方法等によることとし、このため、新・総特履行の大幅な未達、分社化後の持株会社保有資産の既存債務残高に対する不足のおそれ、分社化後の子会社保有資産の大幅な減少や持株会社のキャッシュフローの欠陥のおそれ等といった、既存債務の履行についての特段の支障がないと分割計画等により確認されることを前提に²⁴、前述の方法等によることを了承（公募債については社債の存続を容認）すること。
- ・電力システム改革によって創出される新たな競争環境の下での事故責任の履行に資する持続的な成長のためのアライアンス等による新たな資金調達メカニズムとして、中長期的に、戦略的な経営合理化や各子会社の成長戦略に要すると見込まれる2兆円規模の資金需要について、新・総特の着実な履行が認められ、個別案件ごとの内容や導入されるストラクチャー及び経済合理性等を検討し、債務履行について特段の支障がないと確認されることを前提に、必要な新規与信を行うこと。

② 株主への協力要請

東電は、福島原子力事故発生後の厳しい財務状況等に鑑み、2011年3月期末以降の配当（中間配当を含む）を実施していない。今後においても、国民負担最小化の観点から、当面の間、無配の継続を容認することを株主に対して要請する。

①に記載のとおり、東電は、他の一般電気事業者に先駆けて、法的分離を実施し、HDカンパニー制へ移行する。HDカンパニー制への移行に際しては、会社分割等の組織再編手法を活用することが想定されるが、株主に対し

²² 金額上限の定めがなく、かつ、子会社の持続的な成長のためのアライアンスや資金調達の自由度確保に支障が生ずるもの。

²³ 電気事業法による一般担保または企業担保法による企業担保。

²⁴ 公募債については、償還に支障がないよう、強固な保護を付与することとする。

²⁰ 前回総特 P.88 参照。

²¹ 対象期間は、2015年3月末日まで。